

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の 概要及び計画書のポイント等について

2021年3月25日  
厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課







特定待遇改善加算の区分は、IとIIの2区分。

Iは、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

区分（I）は、「配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件」の全てを満たす場合、算定可能。

● 配置等要件

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算）を算定していること。

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあたっては、配置等要件がないため、加算区分は一つ（区分なし）となる

**留意点：年度途中での変更の届出**

- 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算区分に変更が生じる場合には、届出が必要
- 喫痰吸引を必要とする利用者割合についての要件などを満たせないことで、特定事業所加算を算定できない状況が、3ヶ月を超えて常態化した場合は届出が必要



特定加算（I）

特定加算（II）



加算( I )  
月額3.7万円相当

加算( II )  
月額2.7万円相当

加算( III )  
月額1.5万円相当

**現行の加算区分**









## 2

## 賃上げ額と方法を決める

「A：経験・技能のある障害福祉人材」のうち1人以上は、

**月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増が必要**

### 月額8万円の賃上げ

- ・ 賃金改善実施期間における平均賃上げ額が月額8万円となる必要
- ・ 現行の福祉・介護職員待遇改善の賃金改善分とは別に判断する
- ・ 法定福利費等の增加分を含めて判断可能。

### 賃上げ年収440万円までの賃金引き上げ

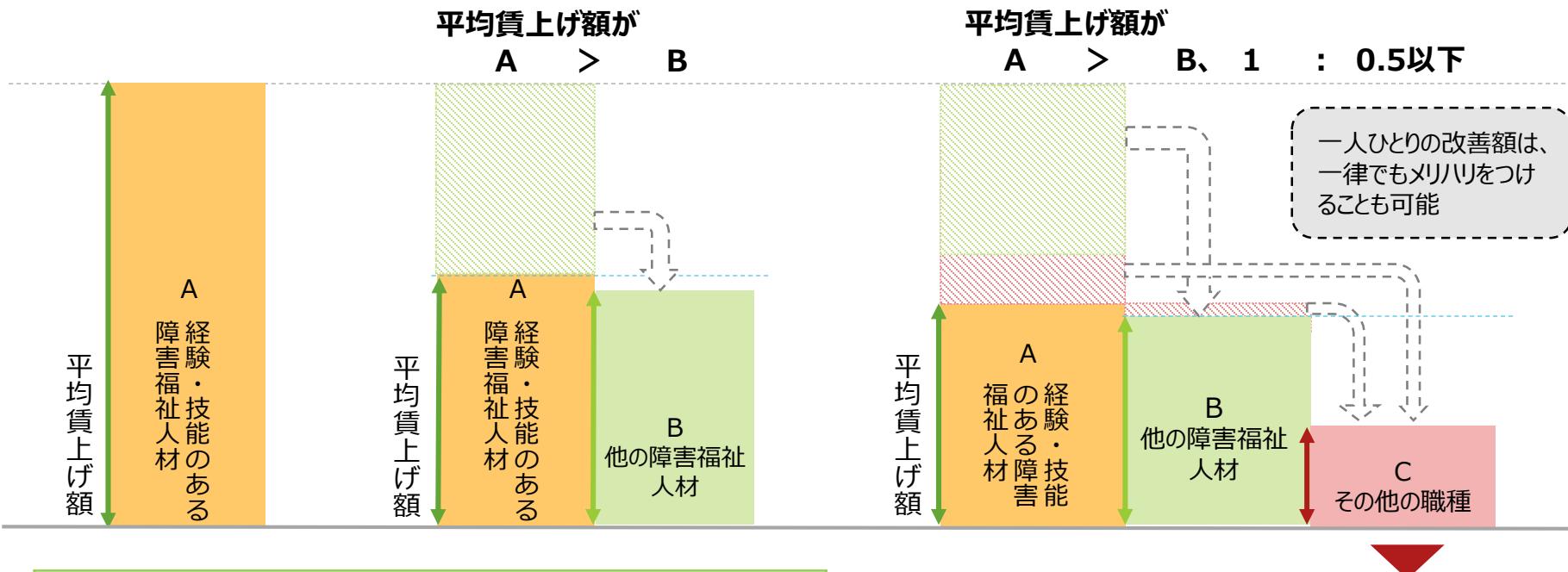
- ・ 440万円を判断するに当たっては、手当等を含めて判断することが可能。
- ・ 賃金年額440万円が原則。年度途中から加算を算定している場合、12ヶ月間加算を算定していれば、年収440万円以上と見込まれる場合について、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 現に年収440万円の者がいる場合は、要件を満たすものとして差し支えない。
- ・ 社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断。

### 例外的な取扱い

- ・ 以下の場合は、月額8万円の賃上げ又は年収440万円までの賃金増の条件を満たさなくてもよい。
  - ▶ 小規模事業所で加算額全体が少額である場合
  - ▶ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
  - ▶ 8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層、役職やそのための能力・待遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに、一定期間を要する場合

## 2 賃上げ額と方法を決める

グループ（A、B、C）の平均賃上げ額について、「Aは、Bより高く」、「Cは、Bの2分の1以下」



## 留意点：平均賃上げ額の計算

- 原則、常勤換算方法による人数算出が必要。  
一方、他の職種については、実人数による算出も可能であり、労使でよく話し合い、設定することが重要
- 全ての職員をA、B、Cのいずれかに区分するため、賃金改善を行わない職員についても職員の範囲（平均額計算の分母）に含めることとなる

- 賃金改善後の賃金が年額440万円を上回る場合は対象外  
※ 440万円の基準の判断にあたり
  - 手当等を含めて判断
  - 非常勤職員の場合は、常勤換算方法で計算し判断
- 平均賃金額について、CがBより低い場合、平均賃上げ額を、基本の1 : 0.5ではなくBと同等の水準（1 : 1）とすることが可能

## 3

## 配分対象における職員分類の変更特例

経験若しくは技能等を鑑みて、通常の職員分類では適正な評価ができない職員の特性を考慮し、一定のルールのもと、法人・事業所の裁量で職員分類の変更を行うことができる。

他の障害福祉人材



経験・技能のある障害福祉人材



研修等で専門的な技能を身につけた  
勤続10年以上の職員

「経験・技能のある障害福祉人材」に分類することができる。

その他の職種



他の障害福祉人材



個別の障害福祉サービス等の類型ごとに  
必要となる専門的な技能によりサービスの質  
の向上に寄与している職員

「他の障害福祉人材」に分類することができる。  
※ 賃金改善前の年収が440万円を上回る職員は変更不可

- 変更特例を適用する場合、特例の種別、該当職員の職種、特性、人数についてできる限り具体的な報告が必要。
- 通知で示しているのは例示であり、限定されているわけではない。
- 特例の趣旨に沿わない計画（全職員の分類変更を行う等）については、詳細な理由の説明を求める。
- 変更特例を適用するにあたっては、経験・技能等を鑑みて、通常の職員分類では正当な評価ができない職員がいるかどうかを考慮し、労使でよく話し合うことが重要。





